

【市民と行政のパートナーシップ】

市民と行政のパートナーシップとは、市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的にかかわることができるような協力関係を表す。

1. 情報の提供と共有を行った施策

「情報の提供と共有」は市民参画の前提となる考え方であり、まちづくりに関して市民と行政が有している情報を互いに提供し共有することが求められている。ここでは事業を実施するにあたって、行政から市民への情報提供を行った施策を集計した。

「説明会を開催したもの」が9施策、「シンポジウム・フォーラム等を開催したもの」が7施策、「ワークショップを開催したもの」が4施策、「学習会・研究会を開いたもの」が79施策、「広報誌等・報道機関・インターネットの活用」が58施策、「その他」が10施策となっている。

情報の提供は、まちづくりに関し興味・関心を持ってもらうための、また市民参画の初期手法として有効な施策である。主な情報提供の方法として、学習会・研究会の開催、次いで広報誌等の活用によるものが多く挙げられた。一方で、シンポジウムやワークショップ等、市民と行政の双方向的な情報提供・共有ができる施策数は不足がちにある。今後は、一方向的な情報提供だけにとどまるのではなく、提供した情報を活かし、市民参画をより深めるための市民と行政が直接対話、意見交換できる機会を増やすことが課題である。

<情報の提供と共有を行った施策>

ア 説明会を開催したもの

・再開発計画や道路計画、公共施設整備など、地域住民の利害に関わる施策や市民生活に影響を与える制度の大きな変更などで、広報誌や報道機関の活用だけでは住民の十分な理解を得られない案件について説明を行ったもの。

原則として開催の1月前までに開催日時等を公表するとともに、対象事案に関する資料の事前提供に努めるものとする。(下関市市民協働参画条例施行規則第2条)

イ シンポジウム・フォーラム等を開催したもの

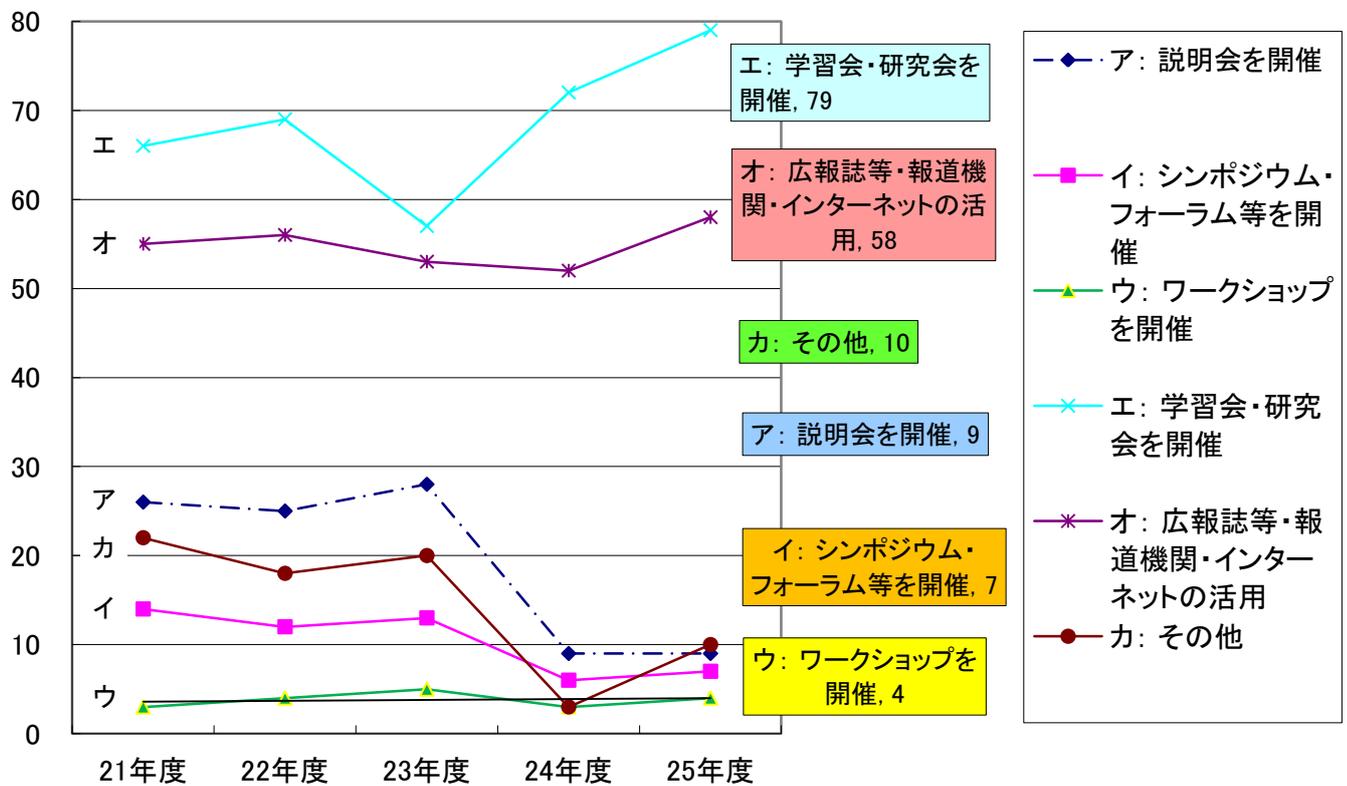
・あるテーマについて、議論を深めることや啓発を図るため数人の有識者等がそれぞれの立場から意見を述べたり議論したりするほか、参加者からの質問に対して答える形式の公開討論会。

ウ ワークショップを開催したもの

・あるテーマについて、参加体験型の作業を通して対等な立場で議論し合い、問題解決のための合意形成を図っていく手法。

- エ 学習会・研究会を開催したもの（周知・啓発イベント等を含む）
 - ・あるテーマについて市民が知識を得たり理解を深めたり（学習会）、議論や調査などを通して互いに学びあい、意見や成果を政策提案や提言などとして取りまとめていくこと（研究会）。テーマに詳しい専門家などによる講演等を取り入れることによって、より深い理解や議論に高めることも可能。
- オ 広報誌等の活用・報道機関の活用・インターネットの活用により、施策の内容を広く市民に情報提供したもの
- カ その他

■情報の提供と共有を行った施策



項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ア: 説明会を開催	26	25	28	9	9
イ: シンポジウム・フォーラム等を開催	14	12	13	6	7
ウ: ワークショップを開催	3	4	5	3	4
エ: 学習会・研究会を開催	66	69	57	72	79
オ: 広報誌等・報道機関・インターネットの活用	55	56	53	52	58
カ: その他	22	18	20	3	10
計	186	184	176	145	167